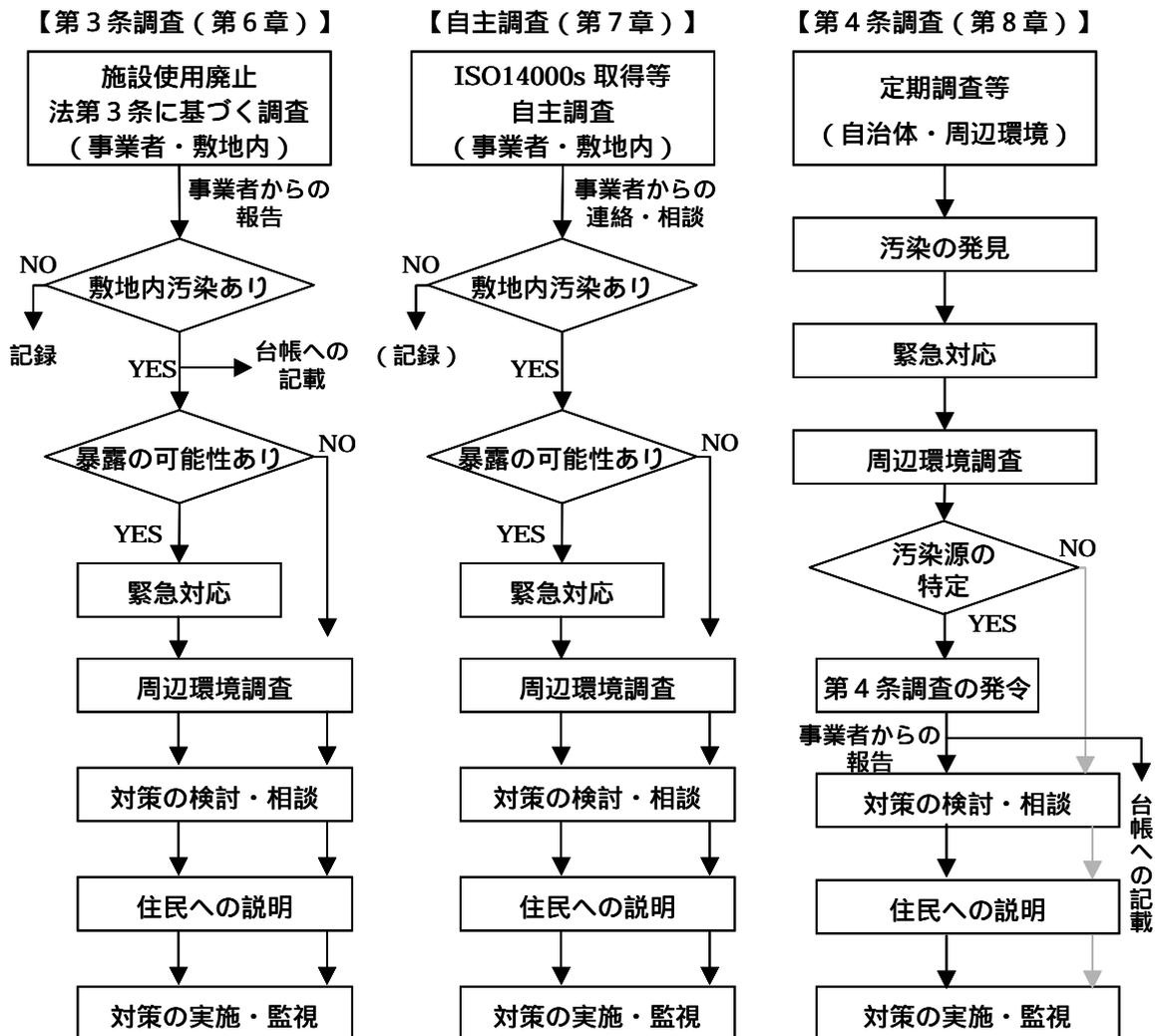


## 5. 土壌汚染における対応の流れ

5章以降では、個別の汚染サイトにおいて土壌汚染対策法の円滑な運用や事業者における自主的な取組の円滑な実施のためのリスクコミュニケーションのあり方について記述します。このため、土壌汚染対策法の第3条調査、第4条調査だけではなく、事業者の自主調査により土壌汚染が判明した場合も対象としました。以下に各調査の対応の概略を示します。



地下水汚染の発見を契機とする第4条調査発出の検討において、汚染源となる土壌汚染が特定できない場合は、地下水汚染として対応することになります。そのため、本法による対応ではなく、 $\rightarrow$ における対応は、健康被害のおそれを判断した自治体の実施しなければなりません。

図9 各調査の対応の概略

まず3つのケースは、調査のきっかけが異なります。第3条調査は有害物質使用特定施設の使用の廃止時、自主調査は事業所のISO14001取得による事業者の自主的な活動による調査など、第4条調査は自治体を実施する定期的な地下水モニタリングなどによる地下水汚染の判明などがきっかけになります。前2つは事業者による敷地内調査から始まり、後者は行政による周辺地域の地下水汚染調査から始まるとも言えます。

第3条調査、自主調査では、事業者によって、事業者の敷地内の土壌・地下水汚染の有無が調べられます。事業者から報告された調査結果の評価は共通していて、第5条に基づく指定基準に対して汚染が存在するか否かを判断します。汚染が存在する場合には、自治体が周辺住民に対する汚染物質の暴露の可能性を判断します。この判断は、事業者の敷地内の土壌・地下水汚染状況と周辺の地下水利用実態や事業者の敷地や隣接した土地の利用実態を勘案することとなります。汚染があり、かつ暴露の可能性がある場合には、自治体が地下水の飲用指導や立ち入り禁止などの緊急対応を執り、地下水汚染などが生ずるおそれがある場合は、周辺の井戸の水質調査など周辺環境調査を実施します。一方、暴露の可能性が少ない場合は、緊急ではありませんが、汚染範囲を確定しておくため、やはり周辺環境調査をします。

ただし、第3条調査、第4条調査では、この間に、都道府県知事等は調査によって土壌汚染が存在することが判明した土地を指定区域に指定・公示し、指定区域台帳に記載して公衆に閲覧する手続きを行います。

自主調査の結果は、原則として指定区域台帳に記載されません。このため、都道府県等において台帳に類するものを用意し、事業者から報告された情報は整理するなどの対応が望まれます。

第4条調査では、地下水汚染が発見された時点では汚染された土地を特定できていません。しかし、人の健康被害のおそれがあると認められる地下水汚染が現に発生していることから、自治体が住民の健康保護のための緊急対応として、有害物質に暴露される可能性がある住民に対して戸別訪問や住民説明会等を実施し、リスク回避方法や今後の対応等を伝達しなければなりません。また、同時に法第4条に基づく命令発出のために必要な周辺環境調査を行い、汚染原因となる土地やそのおそれのある土地が特定でき、その汚染により人へ曝露の可能性がある場合は、その土地の所有者である者に第4条に基づく調査命令を発令して敷地内の調査を命じます。

その後の対応は、3つのケースで共通しています。事業者と自治体が相談しながら対策を検討し、住民への汚染状況や対策の内容の説明や情報の公表（マスメディアやインターネット等による公表）の方法などを決定し、速やかに実施していきます。また、対策の実施に伴って進捗状況を把握し、その状況を適宜住民等に報告しなければなりません。

一方、自治体と事業者のコミュニケーションに対する役割という視点から見ると、上記

の3種類の調査に以下のような違いがあります。

第3条調査においては、事業者が土壌調査を開始する時点から自治体が状況を把握することができ、汚染が判明したときを想定した事前指導やアドバイスを行うことができます。また、実際に汚染が判明した場合は、住民とのコミュニケーションを事業者に実施させることができます。

自主調査においては、事業者がある程度敷地内汚染の状況を把握した時点で、自治体に相談に来ることが想定されます。そのため、事業者から提出された測定データをもとに、調査やその後の措置計画の妥当性を自治体が判断し、その後の対応について指導することになります。

第4条調査においては、自治体を実施する地下水等の環境モニタリングより汚染が判明し、汚染原因である者を特定して、その者が対策を進めていくよう自治体が指導することが想定されます。そのため、原因者が特定されるまでの住民に対するリスクコミュニケーションは、自治体が行うことになります。

過去の事例調査より、イ)事業所内で見つかった土壌・地下水汚染が事業所の外にまで広がっていない場合と、ロ)周辺の地下水や隣接する土地にまで地下水汚染や土壌汚染が広がっている場合とでは、行政や事業者の対応が大きく異なることが分かっています。

イ)については、必要により事業所内に一般の人が立ち入れないようにするなどの措置を講じることによりリスクを十分小さくすることができます。一方、ロ)においては、汚染された地下水を飲用している住民に対して飲用停止の指導などの緊急対応を講ずるとともに、周辺環境調査を実施し、汚染の範囲や程度を把握しなければなりません。この緊急対応と周辺環境調査は、基本的には自治体の責任の下で行わなければなりません。なお、事業者が周辺環境調査の実施を申し出た場合は、事業者の協力を得て行いましょう。

なお、第3条調査、自主調査、第4条調査のいずれの場合においても、事業者が自ら調査することが困難な小規模事業者又は個人事業者ということも考えられます。この場合は、事業者が独自に住民とコミュニケーションを行って対策を実施することが技術的にも経済的にも困難になる可能性が高く、自治体が敷地内調査や対策の検討等、技術的・経済的な支援のみならず、住民とのコミュニケーションにおいても非常に大きな役割を担うことになります。

以降、第6章では、先ず第3条調査の流れに沿って対応やリスクコミュニケーションの留意点を汚染のケースを分けて説明します。そして、第7章で第3条調査と自主調査の相違点を、第8章では第3条調査と第4条調査の相違点を中心に解説を加えます。

ここで、記述する内容は標準的なケースを想定して、標準的な対応の仕方を記述したものです。アンケート調査の結果でも分かるように、実際の土壌汚染リスクコミュニケーションでは、これらのケースに当てはまらないものも多いと考えられます。このため、以下の記述は一つの参考として示すものであり、実際の現場へ応用するに当たってはそれぞれの事情に応じた対応が必要とされる場面も多くあると考えられます。次章以降を読み進まれる際はその点に留意をお願いします。